

委託業務総合評価落札方式試行要綱 新旧対照表

委託業務総合評価落札方式試行要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>(技術資料の提出)</p> <p>第7条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 提出____後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(提案内容の履行の確保)</p> <p>第12条</p> <p>1 略</p> <p>2 落札者は、前項の技術提案等を履行しなかった場合、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札公告文等_____において明らかにするものとする。</p> <p>3 <u>技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うものとする。</u></p>	<p>(技術資料の提出)</p> <p>第7条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 提出<u>期限</u>後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(提案内容の履行の確保)</p> <p>第12条</p> <p>1 略</p> <p>2 落札者は、前項の技術提案等を履行しなかった場合、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札<u>説明書等及び契約書</u>において明らかにするものとする。</p>

4 技術提案等の不履行の場合及び技  
術資料に虚偽の記載があった場合の  
措置については、入札審査会に諮り  
決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。